

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、国民健康保険税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和8年2月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、資格の管理、被保険者証、高齢受給者証の発行及び統計処理等を実施している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理、負担割合等に係る所得区分の判定の確認
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等、住登外者宛名番号管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表69、70、71の項 主務省令第71条、第72条、第73条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項) 主務省令第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第175条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ケ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 市民環境部 保険年金課 452-8569 愛知県清須市須ケ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

申請者からマイナンバーの提供を受けられない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティポリシーを遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	市民環境部次長兼保険年金課長 石川 定夫	保険年金課長 浅野 英樹	事後	部署異動に伴うもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 浅野 英樹	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 3個人番号の利用	番号利用法第9条第1項、別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第24条	番号利用法第9条第1項、別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第24条		法令改正に伴うもの
令和7年3月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表 第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令第25条、第26条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「医 療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報) に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、 2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、 87、93の項) 番号法別表第二の主務省令第1条、第4条、第5 条、第43条、第46条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下 「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表69、70、71の項 主務省令第71条、第72条、第73条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者) が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定 個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含ま れる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、 125、131、158、161、173の項) 主務省令第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、 第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第 89条、第117条、第127条、第133条、第160条、 第163条、第175条		法令改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 11最も優先度が高いと考えられる対策		項目を追加	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 市民環境部 保険年金課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保集約システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム及び国保集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム及び国保集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 住登外者宛名番号管理システム	事後	標準化に関連して追加